



日本脳炎ワクチン 接種について

江別医師会 理事
平賀内科クリニック 院長
平賀 俊尚

北海道での日本脳炎ワクチン接種について、江別医師会から提言いたします。

近年の移動交通手段の発達により、短時間に長距離の移動が可能になりました。それと共に感染症のパンデミックな流行も2009年の新型インフルエンザの例のように、いつでも起こり得ることは周知の事実であります。感染症はその抗体を持たない集団において、容易に拡大します。

日本脳炎は予防接種法に基づく定期予防接種の一類疾病に含まれていますが、北海道では以前より定期接種は行われておらず、希望者は自費診療で接種を受けている状況です。

予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）「第五条第二項」では「都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる」とあり、**予防接種法施行令（昭和23年7月31日政令第197号）第二条**には「法第五条第二項の政令で定める疾病は、日本脳炎とする」と書かれています。つまり定期予防接種の一類疾病のうち、日本脳炎だけが都道府県知事の判断で接種しなくてもよいと決めることができるのであります。

発症例がほとんどないこと、人から人への感染は無視できることを理由に、歴代の北海道知事は北海道での日本脳炎ワクチンの定期接種は必要ないと判断してきたようであります。

法令が施行された昭和23年であれば確かに子どもが北海道から出る機会はほとんどなかったと言えますが、現在では旅行のみならず進学、就職で北海道を離れる若い人は増えています。これらの若者は大きなハンディをもって道外での生活を開始せざるを得ない状況に置かれています。

また人の移動の問題のみならず、「ブタの日本脳炎抗体保有状況－2012年速報第15報－（2012年11月5日現在）」によると沖縄県全域、宮崎県を除く九州全域、四国全域、本州では鳥取県、静岡県、福島県および宮城県のブタから2-ME感受性抗体が検出されるか、もしくは80%以上のHI抗体陽性率が報告されています。さらに温暖化の影響でしょうか、2012

年9月には北海道のブタからもHI抗体陽性例が報告されています。日本脳炎ウイルスの脅威は北の大地にも広がる可能性があります。

日本医師会は「ワクチンで防ぐことのできる病気から、一人でも多くの国民、特に子どもたちを救おう」という趣旨で7ワクチンの定期接種化を求めており、今春、取りあえず子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化を実現させました。今後さらに水痘、流行性耳下腺炎、成人用肺炎球菌、B型肝炎の4ワクチンの定期化を目指して活動しています。

北海道で日本脳炎患者が直ちに発生するとは必ずしも言えませんが、このような日医の趣旨からも、また法の下での平等という観点からも、日本脳炎ワクチン接種希望者には、自費接種ではなく、定期接種と同じ条件で接種可能とすべきではないでしょうか。

道医師会員の皆さんの議論を期待します。

